

鮫川村私立小中学校、区域外小中学校在学児童生徒等に係る  
教材費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小中学校で必要な教材を購入することにより生じる経済的負担の軽減を図るため、私立小中学校、区域外小中学校に在学している児童生徒等の保護者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するための基本事項を定める。ただし、他の補助制度の対象となる事業との併用を認めないものとし、鮫川村補助金等の交付に関する規則(昭和60年規則第10号)に定める事項に加え、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 学校教育法(昭和22年法律第26号)をいう。
- (2) 児童生徒等 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第4条に規定する児童生徒等をいう。
- (3) 保護者 親権者又は未成年後見人その他児童生徒を養育している者をいう。
- (4) 教材 学校が指定するワークテスト、スキル、練習帳、問題集その他のワーク類
- (5) 私立小中学校 法第2条第2項に規定する私立学校に該当する小中学校をいう。
- (6) 公立小中学校 法第2条第2項に規定する公立学校に該当する小中学校をいう。
- (7) 区域外小中学校 鮫川村立以外の公立小中学校をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象は、私立小中学校及び区域外小中学校に在学する児童生徒等が必要とする教材の購入に係る事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、当該年度に鮫川村に住所を有し、私立小中学校、区域外小中学校に在学している児童生徒等の保護者とする。ただし、補助対象者が当該年度に以下の補助金等を受けている場合であっても、これらの補助金等の補助限度額を超えた教材費については、本補助の対象とするものとする。

- (1) 就学援助制度
- (2) 特別支援教育就学奨励費
- (3) その他公的補助制度

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該年度内に購入する教材に係る費用で、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 小学1～3学年 10,000円
- (2) 小学4～6学年 12,000円
- (3) 中学1学年 25,000円
- (4) 中学2～3学年 21,000円

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、鮫川村私立小中

学校、区域外小中学校在学児童生徒等に係る教材費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。

- (1) 購入した教材の内容及び費用を確認できる次に掲げる全ての書類
  - ア 領収書の写し
  - イ 購入明細書
  - ウ 学校が指定したことが確認できる書類

(2) 児童生徒等の学校及び学年を確認できる書類（生徒手帳の写し、在学証明書等）

2 前項の申請は、補助金の額が第5条に規定する上限額に達するまで行うことができる。  
(交付決定)

第7条 村長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに審査し、補助金の交付・不交付を決定し、鮫川村私立小中学校、区域外小中学校在学児童生徒等に係る教材費補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。  
(事業の中止等)

第8条 前条の規定による交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更又は中止しようとするときは、鮫川村私立小中学校、区域外小中学校在学児童生徒等に係る教材費補助金変更・中止承認申請書（第3号様式）に必要な書類を添えて村長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、適当と認めたときは承認し、速やかに鮫川村私立小中学校、区域外小中学校在学児童生徒等に係る教材費補助金変更・中止承認通知書（第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。  
(交付請求)

第9条 補助事業者は、交付決定を受けた場合は、速やかに鮫川村私立小中学校、区域外小中学校在学児童生徒等に係る教材費補助金交付請求書（第5号様式）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による請求書の提出を受理した日から30日以内に、補助事業者に補助金を交付するものとする。  
(決定の取消し等)

第10条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。
- (4) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。